

(分野別研究開発プランの策定に当たって)

○研究計画・評価分科会では、主に第5期科学技術基本計画に関する研究開発課題に対応するため、今後10年程度を見通し、おおむね5年程度を計画の対象期間として「研究開発計画」を取りまとめ、当該計画に基づき研究開発課題を実施してきた。

○一方、近年、政府全体での分野別の戦略・計画が策定され始め、かつ、科学技術・イノベーション基本計画（以下「第6期科技・イノベ基本計画」という。）が、令和3年3月26日に閣議決定されたことから、研究計画・評価分科会においては、文部科学省において重点的・戦略的に推進すべき研究開発の取組や推進方策を定めるため、現行の「研究開発計画」を改定することではなく、分野毎のまとまりで実施する取組・推進方策を分野別研究開発プランとして、分野別委員会等毎に作成し、研究計画・評価分科会で決定することとした。

○当該プラン策定に当たっては、平成29年2月に策定された「研究開発計画」の考え方を踏襲し、効果的なフォローアップの実施が可能となるように、本プランの体系と文部科学省における政策評価体系を可能な限り整合させるとともに、プランを毎年度見直すことにより、より時宜にあった内容とすることとした。

1. 基本的な考え方

1. 内閣官房等において策定されている政府全体の戦略・計画がある中、文部科学省として実施する、各分野において重点的・戦略的に推進すべき研究開発の取組や推進方策を定めるため、分野毎のまとまりで実施する取組・推進方策を分野別研究開発プランとしてとりまとめる。
なお、プランがとりまとめられ次第「研究開発計画」は廃止するものとする。
*政府全体の戦略・計画がない場合は、分野別委員会等で案を策定し、研究計画・評価分科会で決定する。
2. 分野別研究開発プランは、文科省の政策評価の体系に沿って策定するものとする。
3. 当該分野別研究開発プランにおいて、政策評価の体系における「達成目標」の任意の単位(単独、複数)を研究開発プログラムとする。

2. 分野別研究開発プランの策定

1. 政策評価の体系に基づき、毎年度分野別委員会等でフォーマットに従って、分野別研究開発プラン案を策定
2. 8月に開催される研究計画・評価分科会で、各分野別研究開発プランを決定
*分野別研究開発プランにおいて、研究開発プログラムの単位を明確にする。

※分野別委員会等：研究計画・評価分科会の直下に設置する委員会及び情報委員会

<参考>

政策評価：効果的かつ効率的な行政の推進及び政府の有する諸活動について国民への説明責任の徹底を目的とする。
(「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第1条抜粋)

研究開発プログラム評価：目標の設定された研究開発プログラムごとに評価をすることにより、実施の当否を判断するとともに、研究開発の質の向上や運営改善、計画の見直し等につなげることを目的とする。
(「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」2.1.1 評価の目的より抜粋)

【〇〇分野研究開発プラン(フォーマット)】

令和〇年〇月〇日
〇〇委員会

1. プランを推進するにあたっての大目標:「〇〇」(施策目標〇-〇) **※政策評価における関連する「施策名」と「政策・施策番号」を記載する。**

概要: … **※政策評価における「施策の概要」を参考可能。**

2. プログラム名:〇〇分野研究開発プログラム **※プログラムを複数設定する場合は、プログラム毎に記載する。概要:…** **※当該分野研究開発プログラムに係る政策評価における施策の「達成目標」を参考可能。**

上位施策:〇〇(令和〇年〇月〇日〇〇決定)

※文部科学省が対応すべき内容を抜粋する。 ※別添可

△△(令和△年△月△日△△決定)

⋮

※上位施策となる政府全体の戦略・計画等以外にも、必要に応じて独自の計画等を策定し、その内容を記載することも可。(別添可)

備考)本研究開発プランと関わる可能性がある横断的な分野について記載することができる。

可能であれば文科省の政策評価における関連する「施策名」と「政策・施策番号」を記載する。

(1枚にまとめる)

【〇〇分野研究開発プラン／□□研究開発プログラム(フォーマット)】

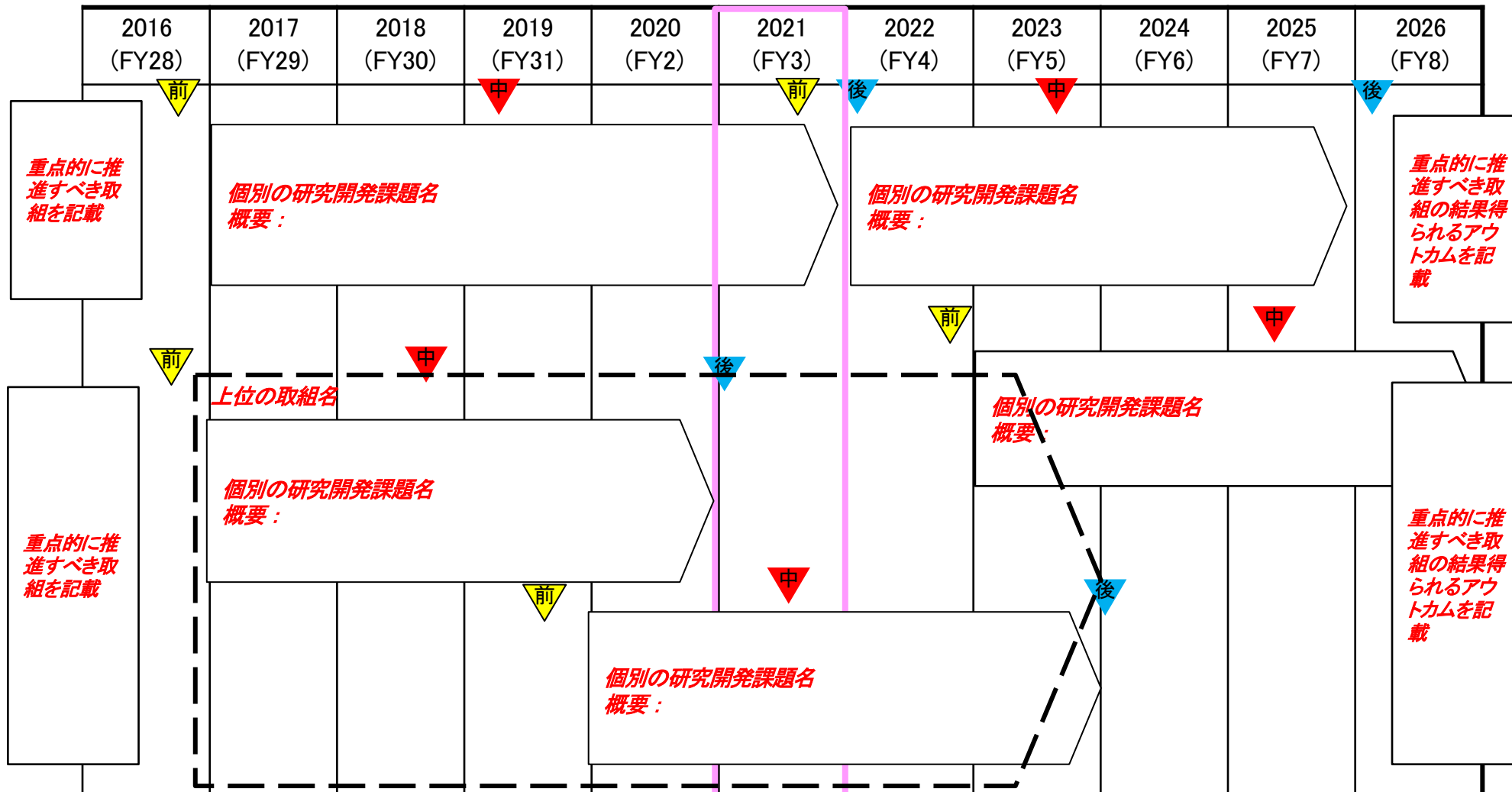
〇〇委員会

○「重点的に推進すべき取組」と「該当する研究開発課題」(プログラム毎に指標を記載する。)

プログラム達成状況の評価のための指標

○アウトプット指標: …

○アウトカム指標: …



※1 重点的に推進すべき取組を記載する。

※2 基本的には研究開発課題毎に記載するが、各研究開発課題を束ねた上位の取組名でまとめることも可とする。

※3 従来の「施策マップ」に記載している程度の概要は記載する。

※4 課題毎に指標を記載することも可。

※5 各研究開発課題の課題評価における、最新の評価結果(事前、中間又は事後)の概要部分を添付する。